

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年1月11日 報告

守谷市長 松丸修久

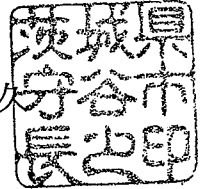
報告	頁数
1号	1

専 決 処 分 書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月15日

守谷市長 松丸 修久



1 和解の相手方

住 所 東京都葛飾区柴又6-5-11
氏 名 阿部 喜一郎

2 和解の内容

(1) 事故発生日時

令和3年11月16日 午前9時50分

(2) 事故発生場所

守谷市高野2098-3（守谷市瓜代農園内）

(3) 事故の概要

瓜代農園内の木の伐採中、切った枝を置く際に、農園駐車場に停車中の自動車に枝を接触させてしまい、車両後部のトランク付近を損傷させた。

(4) 損害賠償額

車両修理費用 148,863円
レンタカー費用 62,700円
合 計 211,563円

報 告	頁 数
1号	2